

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



第12期 第1回 東京地方労働審議会 資料

令和5年12月13日（水） 東京労働局 11階会議室 1-1・1-2

目次

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進

1. 東京都最低賃金（令和5年度改正、令和5年10月1日発効） 1
2. 東京都最低賃金及び業務改善助成金の周知・広報 2
3. 賃金引上げについての取組み 2

第2 個人の主体的なキャリア形成の促進

1. 個人の主体的なキャリア形成の促進 3
2. 在職者のリスキリング支援 4

第3 安心して挑戦できる労働市場の創造

1. 「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携 5
2. 継続的なキャリアサポート・就職支援 6

第4 多様な人材の活躍促進

1. 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進 9
2. 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等 13
3. 新規学卒者、非正規雇用労働者等への就職支援 13
4. 就職氷河期世代の活躍支援 15
5. 高齢者の就労・社会参加の促進 16
6. 障害者の就労促進 17
7. 外国人に対する支援 18
8. 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の推進 20

第5 多様な選択を力強く支える環境整備

1. 柔軟な働き方がしやすい環境整備 22
2. 安全で健康に働くことができる環境づくり 24
3. 労働保険適用徴収業務の適正な運営 32

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進

1. 東京都最低賃金

(令和5年度改正、令和5年10月1日発効)

41円(3.82%)
UP

東京都最低賃金のお知らせ

みんなチェック! 最低賃金。

1,113 時間額 円

令和5年10月1日から **41円UP**

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

生産性向上・賃金引上げを支援する拡充された「業務改善助成金」を活用しましょう

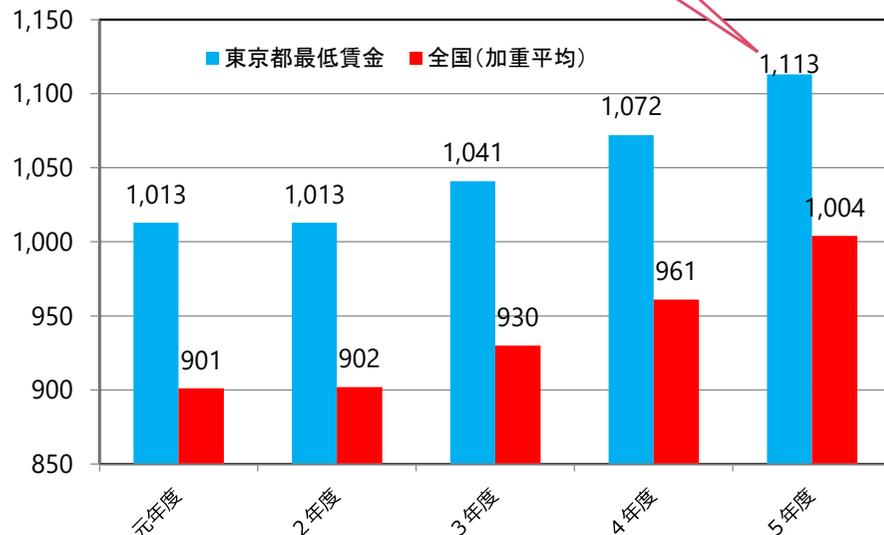
拡充された業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。詳しくは、業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440 * 東京働き方改革推進支援センター ☎ 0120-232-865 * までお尋ねください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせは 東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614*) または 最寄りの労働基準監督署へ

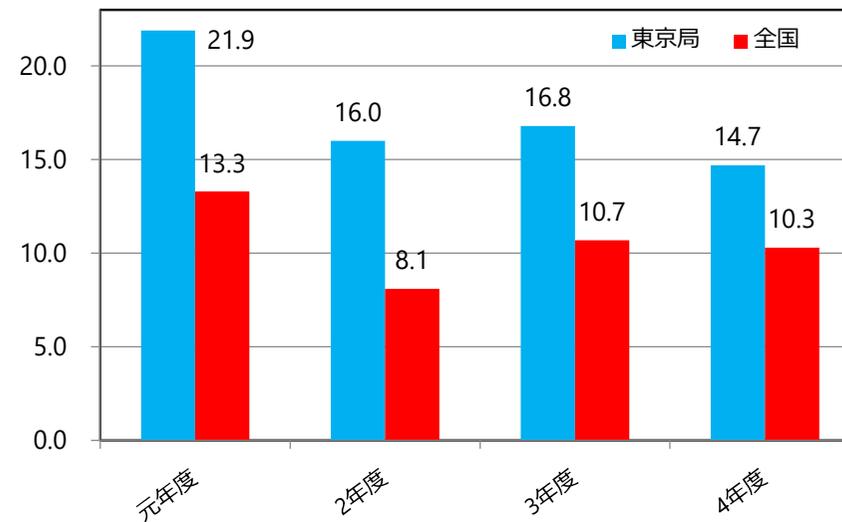
* 市内の携帯電話のご利用メニューにご協力下さい。

地域別最低賃金の推移(円)



東京も**3%近い引き上げ率**が続いた
(コロナの令和2年度を除く)

最賃履行確保監督指導結果(違反率%)



東京局は**全国平均を上回る**
(適切な対象選定)

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進

2. 東京都最低賃金及び業務改善助成金の周知・広報

9、10月の第1弾キャンペーン以降、順次実施中



屋外デジタルサイネージ
(渋谷駅 スクランプル交差点4面シンクロ)



東京メトロ全線 都営地下鉄全線
の車内ビジョン



監督署へ
デジタルサイネージ導入



自治体の広報媒体 掲載100%
(発効日以前掲載率96.8%)



ラジオCM



記者会見パネル

3. 賃金引上げについての取組み

◆ 企業に対する賃金引上げに向けた検討の働きかけ

監督署の定期監督時等に要請書や賃金データ、支援策等の資料交付

◆ 積極的な情報発信

- ・ (労働局・監督署) 各種会議、説明会、団体のメルマガへの掲載依頼等
- ・ (労働局) 団体、社労士会各支部等を個別訪問

賃金引き上げ 特設ページを開設!

賃金引き上げ特設ページのメニュー

- 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介
- 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金換算係数
- 賃金引き上げに向けた政府の支援策の紹介

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック
<https://www.taitchinginfo/chingin/>

厚生労働省

下半期の取組

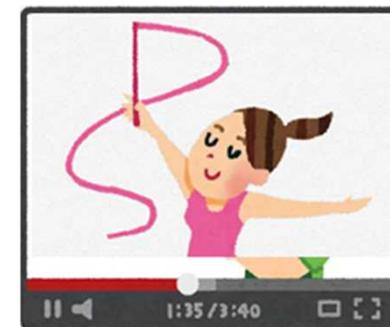
○ 周知・広報の継続、新規取組

令和6年1、2月に第2弾キャンペーンを実施予定、東京女子体育大学新体操競技部のパフォーマンス入りYouTube動画を作成し、活用予定

○ 最低賃金履行確保監督の適切な実施

管内状況及び各種の調査結果を踏まえ、**監督指導を実施**する。

○ 賃金引上げについての取組継続



第2 個人の主体的なキャリア形成の促進

1. 個人の主体的なキャリア形成の促進

(1) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

東京都及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部と緊密な連携を図り、東京都との共催による東京都地域職業能力開発促進協議会を開催し、地域の求人・求職者ニーズを踏まえた東京都地域職業訓練実施計画を策定。**今年度はデジタル分野の職業訓練を重点的に推進。**

(2) ハロートレーニング（公的職業訓練）による能力開発及び就職支援

① ハロートレーニングへの適切な受講あっせん

ハローワークの全ての職業相談窓口において、再就職のために能力開発が必要な者、職業訓練受講により就職の可能性が高まる者にキャリア・コンサルティングを行うなど、積極的に受講の提案を行い、適切な職業訓練受講への誘導を実施。

<公的職業訓練における受講申込状況>

	受講申込数	受講者数
令和5年度（4～9月）	9,208	6,678
対前年度比	3.6%	5.1%

② 職業訓練受講者に対する的確な支援による早期就職の実現

職業訓練受講中から担当者制等による就職支援を行い、職業訓練修了までに就職内定が見込まれない者については、修了後もハローワークに確実に誘導のうえ、雇用保険適用となる安定した就職ができるよう支援を実施。

<公的職業訓練修了3か月後の就職状況>

	就職率	対前年同期比
令和5年度（4～9月）	67.5%	4.1P



バスで巡る職業訓練セミナー & 2施設見学会 於：城東職業能力開発センター

下半期の取組

○ハロートレーニングの積極的な周知広報の実施

- ・ 職業相談時の周知及び訓練への誘導
- ・ 基礎自治体や関係機関と連携した周知広報及びSNS等を活用した制度案内、訓練コースの周知、公的職業訓練説明会の実施

○訓練受講生への就職支援の強化

求職者マイページの開設勧奨及びメッセージ機能を活用した求人情報提供等による、訓練受講中からの積極的な職業紹介を実施

○デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

デジタル分野の訓練コースの積極的な周知広報により、受講につなげるとともに訓練受講中から修了後までの伴走型支援の実施



第2 個人の主体的なキャリア形成の促進

2. 在職者のリスキリング支援

(1) 人材開発支援助成金活用勧奨の取組

労働局及び都内ハローワークが一体となり

積極的な活用勧奨を展開

人材開発支援助成金とは事業主等が雇用する労働者に対し、職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練を計画に沿って実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

労働局の取り組み

- ・労働局ホームページに助成金の制度解説のYouTube動画掲載
- ・事業主向けの説明会の開催
- ・個別の事業所訪問等



<YouTube動画>

ハローワークの取り組み

- ・窓口における利用勧奨
- ・事業主が参加するイベントや面接会でのリーフレット配布



<説明会の様子>

(2) 計画届の申請状況 <令和5年度上半期>

人への投資促進コース

受理件数 423件

受講予定者数 17,039人

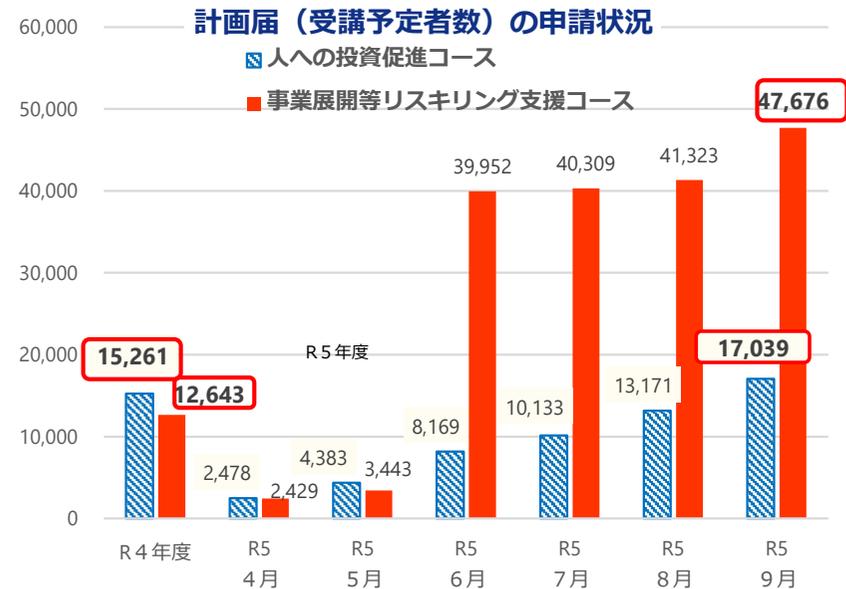
- ①情報通信業、②運輸業、郵便業、③卸売業、小売業 の順で活用が多い

事業展開等リスキリング支援コース

受理件数 512件

受講予定者数 47,676人

- ①製造業、②生活サービス関連業、③情報通信業 の順で活用が多い



上半期の時点でR4年度より受講予定者数 **2.3倍 増加**

下半期の取組

- 新たな取り組みとして助成金の具体的な活用イメージが湧きやすいよう『企業による活用事例の発表』を取り入れたセミナーを開催
- 労働局・ハローワークが連携し、イベントでのリーフレット配布や企業訪問等事業主への活用勧奨を積極的に実施

第3 安心して挑戦できる労働市場の創造

1. 「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携

(1) 東京都雇用対策協定の締結

- 地域の課題に対し機動的・総合的な雇用対策を実施



(2) 地域雇用問題連絡会議の開催

- 地域のニーズ・特性に応じ、国の労働政策の活用や地域の雇用就業施策との連携強化、共同事業の企画・運営等を協議



【構成員】

- ・基礎自治体：首長以下、幹部職員
- ・ハローワーク：所長以下、幹部職員
- ・労働基準監督署：署長、副署長
- ・労働局：局長以下、幹部職員
- ・商工会議所他地域の経済団体、関係機関等



※令和5年度開催実績
集合開催：22区25市1町、書面開催：1区1市

(3) 就職面接会等の共同開催（地域の経済団体とも連携）

- 就職面接会（若年者、高齢者、障害者、女性）
- 福祉・保育のツアー型面接会
- 求職者向けセミナー
- 基礎自治体窓口への出張相談
- 基礎自治体からの事業所情報に基づく、求人開拓の実施
- 障害者の職業生活を含めた就職支援（チーム支援）

(4) 求人情報オンライン提供

- 自治体の求めに応じ、**ハローワーク求人情報を提供**

千代田区 中央区 文京区 台東区 品川区 渋谷区 目黒区 新宿区 杉並区 豊島区
葛飾区 国分寺市 あきる野市 稲城市 東京都産業労働局・福祉保健局

(5) ふるさとハローワーク

- 地域の住民の就職促進・利便性向上を図ることを目的に、国の職業相談・職業紹介サービスを提供するために**基礎自治体の庁舎内に設置された施設**。現在5区11市町で実施。

世田谷区 目黒区 練馬区 北区 荒川区 日野市 昭島市 小平市 東村山市
東大和市 あきる野市 瑞穂町 西東京市 東久留米市 清瀬市 多摩市

(6) 一体的実施事業（一般型）

- 地域の実情に応じた効果的な雇用対策を機動的に実施するため、地方公共団体の提案に基づき、国と地方公共団体が協議し、地域住民の利便性を向上させることを目的に、**地方公共団体と国が一体となり職業相談・職業紹介サービスを提供する**もの。現在3区で実施。

品川区 杉並区 江戸川区

下半期の取組

- ふるさとハローワーク、一体的実施（一般型）のいずれも、**地域の求職者のニーズに応じた丁寧な職業相談・職業紹介サービス**を引き続き展開する。

第3 安心して挑戦できる労働市場の創造

2. 継続的なキャリアサポート・就職支援

■ 人材確保・就職支援コーナーを中心とした人手不足分野等への就職支援

- 医療、介護、保育、建設、警備、運輸等の雇用吸収力の高い分野については、都内7か所のハローワーク（渋谷、池袋、足立、墨田、木場、八王子、立川）に設置する「人材確保・就職支援コーナー」を中心に、**求人者・求職者双方の状況を踏まえたマッチング支援や、業界団体と連携した業界セミナーや施設見学会、ツアー型面接会等を開催。**
- 介護分野については、毎月11日から17日を「東京介護WEEK!」として、都内ハローワークでツアー型面接会等のイベントを集中的に実施。
- 建設・運輸分野については、時間外労働の上限規制の円滑な適用、いわゆる「2024年問題」に向けて、監督署が実施する説明会においてハローワークが説明する時間を設けるなど、監督署とハローワークが連携して人材確保支援を実施。
- 地方公共団体や関係機関、業界団体との連携によるセミナーや面接会等のイベント情報の発信。

令和5年9月末現在

	目標数	実績値	対前年同期比
人材不足分野の就職件数	15,349件以上	7,837件	1.3%

業界セミナー・就職面接会等	実施回数	参加事業所数	参加者数
介護分野	178回	363社	2,435人
看護分野	15回	42社	129人
保育分野	34回	56社	427人
建設分野	36回	26社	304人
警備分野	55回	41社	628人
運輸分野	86回	90社	874人



下半期の取組

- 人手不足分野の人材確保支援については「人材確保・就職支援コーナー」を中心に、**求人者・求職者双方の状況を踏まえた着実なマッチング支援を実施**する。
- 求人充足に向けた条件緩和指導や求人内容の見直し等の求人コンサルティングの積極的な実施による求人者支援機能の強化を図る。
- オンライン開催を含めた各種セミナーや各種面接会の開催、業界団体との連携による業界の魅力発信・理解促進に係るイベントの開催に積極的に取り組む。
- 監督署とハローワークが連携して人材確保支援に取り組む。

第3 安心して挑戦できる労働市場の創造

2. 継続的なキャリアサポート・就職支援

■ 雇用保険受給者に対する再就職支援

雇用保険受給資格者の早期再就職に向けて、個別担当者制、求職者マイページを活用した求人情報・面接会・セミナー等の情報提供を実施するなど、**継続的な支援を実施する。**

また、デジタル分野等の成長分野や医療・福祉分野などへの職種転換を検討している場合は、必要に応じて職業訓練窓口へ誘導するなど、求職者ニーズに応じた支援を実施する。



<雇用保険受給者> 令和5年4月～8月

	実績	前年比
早期再就職数	18,848件	9.6%

下半期の取組

雇用保険受給資格者については、受給資格決定時、講習会、説明会、認定日（初回、2回目以降）ごと等、段階的に求職者ニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに応じたハローワークの各種サービスを積極的に提供する。また、**キャリアチェンジを検討する者や必要な者に対しては、職業訓練の案内や窓口への誘導を積極的に行う。**

■ 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

◆ 生活保護受給者等就労自立促進事業

- 生活保護受給者を含む生活困窮者等の就労支援の充実・強化
- 担当制による個別支援や定期的な巡回相談を実施

生活保護申請の早期段階から支援を開始

▶ 効果が高く、自治体からも高評価

<生保受給者等就労自立促進事業の就職率>

	目標 (前年度は63.5%)	実績値 (4-9月)	前年 同期比
全国	64.6%	67.3%	1.3P
東京	64.6%	74.7%	7.7P

大幅に全国を上回っている

一体的実施施設（生保型）

- 生活保護受給者等に対し基礎自治体の福祉から就労まで一体的支援を展開
- 基礎自治体の庁舎等に常設窓口を設置

▶ **ワンストップ窓口でより高い効果** ▶ **就職率 76.9%**
(前年同期 74.4%)

一体的実施施設（生保型）
就職件数



上期の時点で年間目標に対する進捗率 **59.4%**

下半期の取組

支援対象者の確保については管内自治体・福祉事務所・自立相談支援機関等との連携が重要なため、連携強化に取り組む。

就職件数の向上については、積極的な提案紹介や個別求人開拓など、紹介就職を意識した取り組みを行う。

特に支援対象者が減少している施設においては、要因を把握・分析し、その結果を基に積極的な支援対象者の誘導を働きかける。

第4 多様な人材の活躍促進

1. 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

■ 女性の職業生活における活躍の推進

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画届出状況
(常用労働者数101人以上の事業主に策定・届出義務有)

	常用労働者 100人以下	常用労働者 101~300人	常用労働者 301人以上	計
届出企業数(社) (届出率(%))	828	5,607 (94.7)	5,121 (96.0)	11,556

令和5年9月末現在

◆女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の周知及び履行確保
「えるぼし」「プラチナえるぼし」の取得等を促し、企業における女性活躍に向けた取組を推進している。

◆えるぼし認定企業数の推移 (単位: 社)



◆プラチナえるぼし認定企業数 (令和5年9月末時点)

17社

下半期の取組

- 一般事業主行動計画の策定・届出を求め、男女の賃金差異の情報の公表が確実に行われるよう **督促、報告徴収等を実施**する。
- 事業主に対して **女性活躍推進データベースの活用**を促す。
- **えるぼし等の更なる取得促進**を図る。
- 男女雇用機会均等法等違反が疑われる事案に対しては速やかに **行政指導等を実施**し、法の履行の確保を図る。

女性活躍推進法認定マーク



一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業が、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である(えるぼし)**、特に優良である(**プラチナえるぼし**)等の場合に認定。
マークを**企業PRに活用**できるほか、**公共調達で加点評価**を受けられる。

◆女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の公表

常用労働者数301人以上の事業主について男女の賃金差異の情報公表が義務付けられている。これに基づき、企業への周知、働きかけを行う。

女性の活躍推進企業データベースにおける 男女の賃金の差異の公表状況 (全国、東京)				
男女の賃金の差異公表企業数	全労働者	正規	非正規	
全国	10,205 社	69.7%	74.9%	78.7%
東京	3,256 社	69.8%	74.2%	78.7%

令和5年9月末現在

※ (%)は、男性の賃金に対する女性の賃金の割合について、公表企業の平均値を示したものの。

第4 多様な人材の活躍促進

1. 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

■ 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備

◆ 育児・介護休業法の周知及び履行確保

「産後パパ育休」の創設、労働者数1001人以上の企業に対して義務化された男性の育児休業等の公表について、広く周知を図る。

また、育児や介護休業の取得等に関する労使間の紛争について、**紛争解決援助等の制度活用を促し早期解決を支援**するとともに**法令違反が疑われる場合には、是正指導**を実施。

さらに、**助成金の支給等により仕事と育児・介護の両立を図りやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援**。

【令和5年度補正予算案】

＜新設＞ 育休中等業務代替支援コース（仮称）

育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用を実施した中小企業事業主に支給。

両立支援等助成金申請状況

	令和4年度	令和5年度 (9月末)
出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)	798	320
育児休業等支援コース	1338	554
介護離職防止支援コース	139	125

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画届出状況
(常用労働者数101人以上の事業主に策定・届出義務有)

◆ 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の届出の徹底を図っている。

	常用労働者 100人以下	常用労働者 101～300人	常用労働者 301人以上	計
届出社数(社) (届出率(%))	6,642	5,591 (94.4)	5,252 (98.4)	17,485

令和5年9月末現在

次世代法認定マーク



「くるみん」



「プラチナくるみん」



「くるみんプラス」

一般事業主行動計画を策定した企業が、**計画に定めた目標を達成した(くるみん)**、**より高い水準の取組を行った(プラチナくるみん)**、**不妊治療と仕事の両立をサポートしている(くるみんプラス)**等の場合に認定。
マークを**企業PR**に活用できるほか、**公共調達で加点評価**を受けられる。

第4 多様な人材の活躍促進

1. 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

◆くるみん認定企業数の推移 (単位:社)



◆プラチナくるみん認定企業数 (令和5年9月末時点)

250社

◆くるみんプラス (※) 認定企業数 (令和5年9月末時点)

(※) 令和4年4月1日創設

4社

◆東京労働局独自の広報 (ホームページ)

改正育児・介護休業法解説 3分動画



令和5年10月19日
youtube東京労働局
アカウントに掲載

■ 年収の壁・支援強化パッケージの周知

短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援する。

106万円の壁への対応

- ◆キャリアアップ助成金
(社会保険適用時処遇改善コース)

130万円の壁への対応

- ◆事業主の証明による被扶養者認定
の円滑化

配偶者手当への対応

- ◆企業の配偶者手当の見直しの促進

第4 多様な人材の活躍促進

1. 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

■ マザーズハローワーク等による子育て中の方に対する就職支援

- 都内にマザーズハローワークを3か所、マザーズコーナーを7か所に設置し、就職支援を実施。
- マザーズハローワークやマザーズコーナーにおける**個別担当者によるきめ細かな職業相談**を行う中で、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、**早期就職を目指した就職支援を実施**。
- 地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携した、出張相談等のアウトリーチ型支援の強化。
- **仕事と子育ての両立がしやすい求人**を確保するため、柔軟な働き方に理解のある事業所に対して求人開拓を実施。

マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率

	目標数	実績値 (4-9月)	目標に対する 実績比
就職率	95.1%以上	95.8%	0.7P

下半期の取組

- **個別担当者制による就職支援の実施、仕事と子育ての両立しやすい求人**の充実・確保。
- オンライン職業相談、オンラインセミナー等の積極的活用。子ども連れでも安心して利用できる専門施設としての周知の推進。
- 東京都が主催する女性の就業拡大イベントと併せ、仕事と子育て両立支援合同就職面接会の実施。

マザーズハローワーク マザーズコーナー

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」は、仕事と子育ての両立を目指す方や、出産・子育て・介護などで働いていた期間にブランクのある方、再雇いを考えている方の就職活動を応援します！

働きたいけれど、意欲が燃え尽きた不安... ひまじりの経歴活動、ブランクがあるけれど大丈夫かな？

子育てが一段落したので、そろそろ働きたい 将来的に、子育てと仕事の両立を考えたい

マザーズハローワーク・マザーズコーナーがサポートします！

- 個別によるきめ細かなサポート
 - 個別相談やセミナーによる就業支援や人材確保の推進、必要書類の送付や書類の添削サービスなど、専門的なサポート、就職支援や子育て支援を実施します。
 - ご希望に応じて個別の相談や就業支援を行います。
 - ご希望に応じて個別の相談や就業支援を行います。
- お子様と一緒に安心して利用いただけます
 - 就業支援や個別相談はマザーズコーナー、お申し込みは子育て支援センターで行います。
 - 就業支援や個別相談はマザーズコーナー、お申し込みは子育て支援センターで行います。
 - 就業支援や個別相談はマザーズコーナー、お申し込みは子育て支援センターで行います。
- 就職に役立つ各種セミナー開催
 - 就業支援や個別相談はマザーズコーナー、お申し込みは子育て支援センターで行います。
 - 就業支援や個別相談はマザーズコーナー、お申し込みは子育て支援センターで行います。
 - 就業支援や個別相談はマザーズコーナー、お申し込みは子育て支援センターで行います。
- ご自宅からオンライン相談
 - 就業支援や個別相談はマザーズコーナー、お申し込みは子育て支援センターで行います。
 - 就業支援や個別相談はマザーズコーナー、お申し込みは子育て支援センターで行います。
 - 就業支援や個別相談はマザーズコーナー、お申し込みは子育て支援センターで行います。

マザーズハローワーク池袋マザーズコーナー

仕事と家庭の両立支援 オンライン再就職応援セミナー

「自己分析」とそれを踏まえた「求人探し方」を学び、自分に合った働き方を考えてみましょう。
早期再就職を希望する方にオススメです！

■ 日時: 令和5年11月2日(木) 10:30~12:00 (受付10:10~)

■ 対象: 仕事と家庭の両立を希望している方で、ハローワーク池袋マザーズコーナーをご利用中の方、もしくはセミナー受講後、ご利用を希望する方
※セミナー申し込みにはハローワークの就業支援が必要です。

■ 定員: 25名

■ お申込み・お問い合わせ
ハローワーク池袋マザーズコーナー
TEL: 03-5911-8609 (47#)
〒143-8501 豊島区東池袋3丁目1-1
サンシャインDビル5階
平日8:30~17:15 (土日祝日休み)

注意事項
Zoomウェビナー使用によるオンラインセミナーです。講師・受講者は参加費はございません。講師は、PC、スマートフォン、タブレットをご利用ください。
Wi-Fi (無料の提供あり)
セミナー開催前までに、当日使用するセミナー資料、送迎券(ウェブナー)ID、ZoomIDを届けてください。ZoomIDは、Zoomアプリをインストールし、アカウントを作成し、ZoomIDを入力する必要があります。アカウントをお持ちでない場合は、Zoomのアカウントを作成する必要があります。
「参加証明書」はセミナー終了後に郵送いたします。雇用保険記録簿(就業)に認印となります。

マザーズハローワーク日暮里

マザーズのための オンラインリ・ワークセミナー

マザーズハローワーク日暮里は、子育て中の方の「働きたい!」を応援しています。個別相談やセミナーの案内が記載されています。

※これから仕事と子育てとの両立を考えている方向けにセミナーです。
「仕事はしたいけれど、何から始めたらいいかわからない」「仕事と子育ての両立ってどうやっていいの?」「今、経歴中だけど一歩前進の探し方はどうしたらいいの?」など、お気軽にご相談ください。お気軽にご相談ください。

※セミナー参加であなたのワークライフバランスをイメージしてませんか?

1 対象者
ハローワーク日暮里で仕事と子育ての両立を希望し、現在仕事を探している方

2 定員
25名 ※先着順になります。

3 開催日時
開催時間: 10:30~12:30
開催日: 令和5年11月2日(木)

4 セミナーの申し込み
マザーズハローワーク日暮里のホームページから申し込みください。

※参加費無料!

マザーズハローワーク日暮里
〒116-0001
東京都荒川区日暮里3-29-3日暮里ビル5F
TEL: 03(5850)8611
受付時間 平日9時~17時(土日祝日休み)

第4 多様な人材の活躍促進

2. 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

■ パートタイム・有期雇用労働法の履行確保

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、**パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等**を実施。

下半期の取組

- 同一労働同一賃金の考え方等、法の周知を図るとともに、**報告徴収等の実施により着実な法の履行確保**を図る。
- 短時間労働者が「**年収の壁**」を**意識せず働くことができる環境づくり**を支援するため、**キャリアアップ助成金等の周知**を行う。

3. 新規学卒者、非正規雇用労働者等への就職支援

■ 新規学校卒業予定者等に対する就職支援

(1) 新規高等学校卒業予定者に対する就職支援

- ・各ハローワークにおいて、管内の高校等と連携し、就職準備相談、模擬面接、事業所見学への同行等の就職支援を実施。

(2) 新規大学等卒業予定者に対する就職支援

- ・東京及び八王子新卒応援ハローワークにおいて、**担当者制による個別支援**のほか、計画的に大学のキャリアセンター等を訪問し、**職業意識啓発やセミナー**等を実施。
- ・**東京都との連携による合同就職面接会**を実施し、中小企業を中心に面接機会の提供と就職促進を図る。



新規高等学校卒業予定者 求人・求職・就職状況 【令和5年9月末現在】

	① 卒業予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率 (③/②)
令和6年3月卒	100,264	4,106	2,074	51,487	12.54	50.5%
前年比	▲3.7%	▲7.8%	▲10.6%	17.5%	2.70P	▲1.6P

就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数

	目標	実績値	進捗割合
4～9月	19,780件以上	8,712件	44.0%

新規大学等卒業予定者就職内定率（全国）【令和5年10月1日現在】

	内定率	前年比
令和6年3月大卒	74.8%	0.7P

下半期の取組

○ 未内定学生・生徒への就職支援

卒業年次の学生に関しては、**高校・大学等と連携を密**にし、就職支援ナビゲーターによるきめ細かな個別支援を実施することで就職内定の確保に努めるとともに、特に就職活動に困難な課題を抱える学生に関しては、**個々の状況に即した的確な支援を重点的に実施**する。

また、求職者・企業ニーズを考慮した企業説明会・就職面接会を実施する。

○ 職業意識形成支援

労働法制的基礎的知識付与やjobtag等の職場情報の見える化ツールを活用した**職業意識形成事業を学校への出張講義等**を実施。

第4 多様な人材の活躍促進

3. 新規学卒者、非正規雇用労働者等への就職支援

(3) 若年者に対する就職支援<わかものハローワーク等による就職支援>

不安定就労期間の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える34歳以下の若年者については、「都内わかものハローワーク（渋谷・新宿・日暮里）」及び各ハローワークに設置する「わかもの支援窓口」において、**個別担当者制による対象者一人ひとりの態様に応じたきめ細かな就職支援**を実施。



【都内ハローワークにおける若年者（34歳以下）の支援状況】

	新規求職者数	就職者数	就職率
4~9月	55,873	8,424	15.1%

【わかものハローワークにおける担当制支援状況】

	新規対象者数	就職者数	就職率
4~9月	1,277	1,175	92.0%

【わかものハローワーク等を利用して就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合】

	目標数	実績値
4~9月	71.5%以上	72.6%

目標を上回り、
順調に推移している

【わかもの正社員就職応援キャンペーン <第1弾>】

開催期間	実施回数	参加人数	面接件数	就職件数
7月1日~31日	19回	62人	180件	24件

下半期の取組

○ 若年者の正社員就職の促進

・ 若年者の正社員就職の実現を図るため、11~12月に「わかもの正社員就職応援キャンペーン<第2弾>」とし、都内わかものハローワークを中心に、集中的な若者向け面接会・セミナー等を実施。

・ 「**まだ間に合う、4月入社！わかもの合同就職面接会**」の開催

日 程：令和6年2月15日、16日の2日間

対 象：34歳以下の若年者及び令和6年3月大学等新規卒業予定者

参加企業：正社員を募集する**76社**（38社×2日）を予定



第4 多様な人材の活躍促進

4. 就職氷河期世代の活躍支援

■ 概要

令和2年からの3年間を集中取組期間としたところ、新型コロナの影響により厳しい雇用情勢となったことから、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」として引き続き取り組むこととしている。

(1) 「ミドル世代チャレンジコーナー」での集中的な支援

就職氷河期世代（概ね35歳以上56歳未満の者）の不安定就労者等に対する支援窓口として、都内6か所のハローワーク（飯田橋、渋谷、新宿、池袋、足立及び立川所）に専門コーナーを設置し、**生活設計から就職後の職場定着まで、伴走型チーム支援**を実施。

[主な支援メニュー]

- ・ 担当者制による個別支援
- ・ 就職氷河期世代向け求人等を活用した職業紹介
- ・ 応募書類対策、面接対策
- ・ 就職後の職場定着支援



下半期の取組

- **就職氷河期世代の正規雇用化促進**
 - ・ 就職氷河期世代対象を対象とした**就職面接会**を6回開催
 - ・ **面接対策セミナー**3回、**生涯生活設計&業界セミナー**5回開催
- **東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム**
 - ・ 労働局、東京都、主要経済・労働団体等で構成する「東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において地域一体となって就職氷河期世代支援を促進
- **就職氷河期対象求人の確保**
 - ・ 管内経済団体等に対して、傘下会員企業への求人勧奨依頼や、求職者ニーズに応じた求人開拓による求人確保
 - ・ 職場実習・体験（インターンシップ）の受入事業所の開拓

(2) ミドル世代のための就職面接会、就職支援セミナー

（面接会）都内を4ブロックに分けて、6回開催。

参加企業27社、参加者数103人

（セミナー）・面接対策：3回、参加者数：73人

・生涯生活設計&業界セミナー：1回、参加者数：33人

[就職氷河期世代の正社員就職件数]

	目標数	実績値	進捗割合
4～9月	8,590件以上	4,794件	55.8%

第4 多様な人材の活躍促進

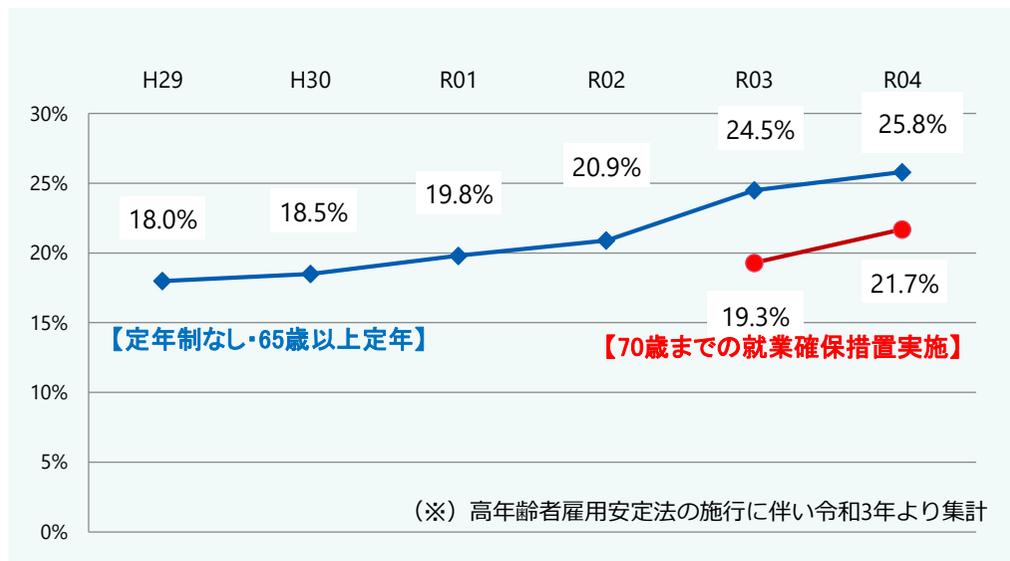
5. 高齢者の就労・社会参加の促進

■ 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

◆ 高年齢者雇用確保措置・就業確保措置の状況【R4.6.1現在】（21人以上規模企業）

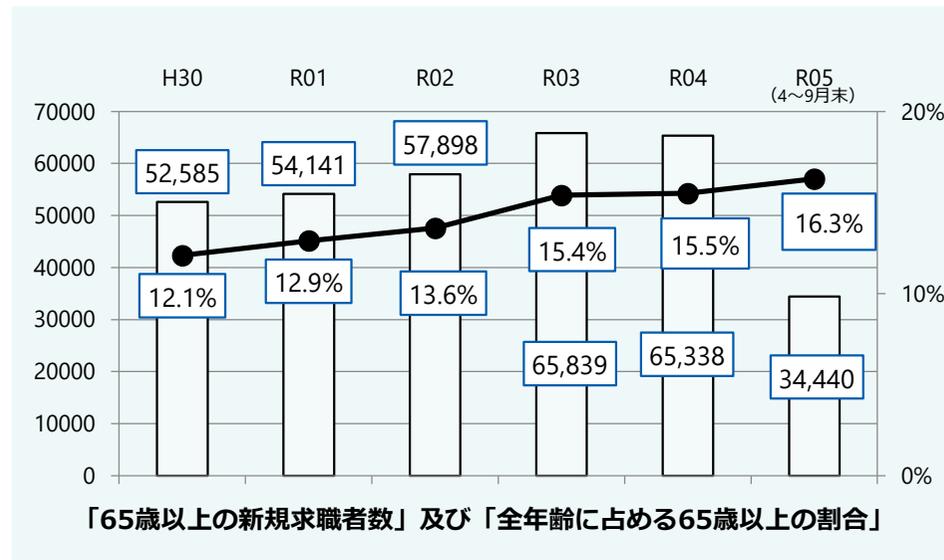
- ・雇用確保措置実施企業の割合 **99.9%**（⇒是正指導後**100%**）
- ・「定年制なし」及び「65歳以上定年企業」の割合 **25.8%**
- ・70歳までの高年齢者就業確保措置（努力義務）実施企業の割合 **21.7%**(※)

注）令和3年より企業規模の対象は31人以上から21人以上へ変更



■ シニア応援コーナー（生涯現役支援窓口）におけるマッチング支援

都内16か所に設置したシニア応援コーナーにおいて、65歳以上の高齢者を重点的に担当者制による個別支援や各種セミナー、就職面接会等を実施



	目標数	実績値(4-9月)	進捗割合
生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	4,282件以上	2,167件	50.6%

下半期の取組

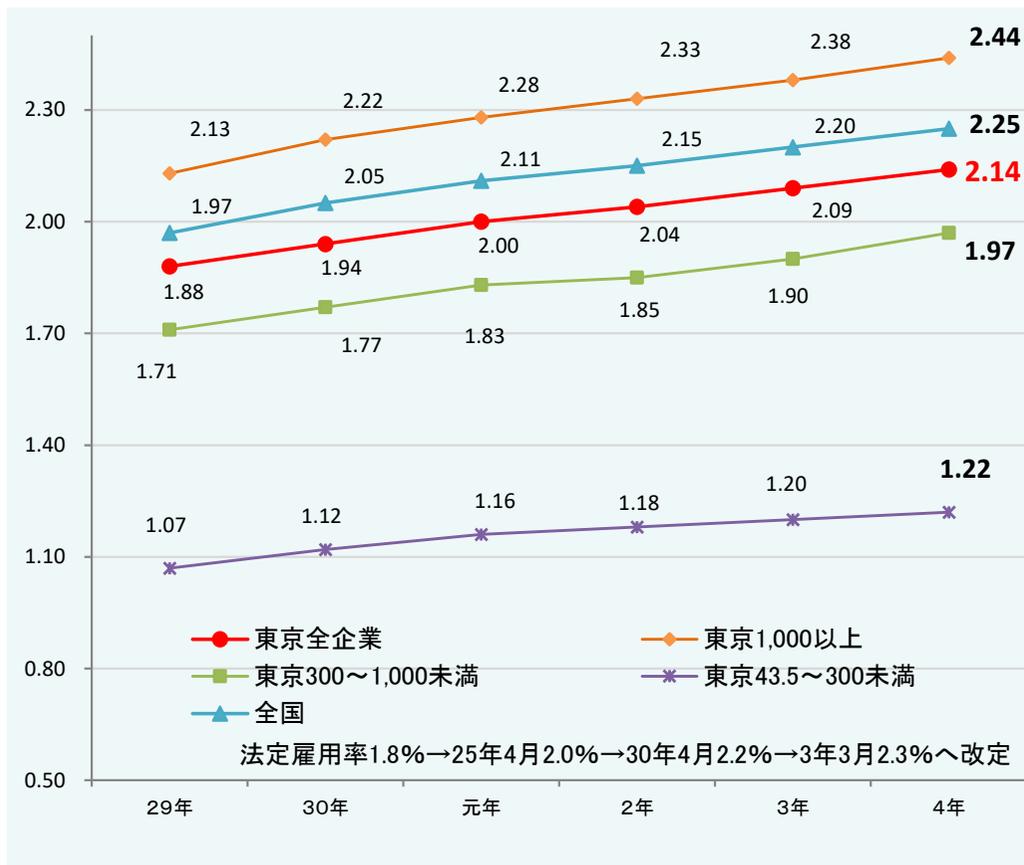
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が令和3年4月に改正され3年目となることから、**65歳を超える定年や継続雇用制度等の導入等、70歳までの就業機会の確保**について、周知・啓発を実施。
- 高年齢求職者（特に65歳以上）の**就職支援に特化した「シニア応援コーナー（生涯現役支援窓口）」**における支援の充実強化。

第4 多様な人材の活躍促進

6. 障害者の就労促進

■ 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

- 令和4年6月1日現在の障害者雇用状況は、民間企業実雇用率2.14%（前年比0.05 P 増加）、法定雇用率達成企業割合32.5%（同1.6 P 増加）
- **令和6年4月からの法定雇用率の段階的な引き上げ**により不足が生じる企業に対し、障害者の業務の選定等の雇入れ支援を積極的に実施。
- 障害者雇用ゼロ企業や障害者雇用に係るノウハウを有さない企業に対し、企業向けチーム支援の体制整備や職場実習推進事業等を実施。



■ 改正障害者雇用促進法の円滑な施行

改正障害者雇用促進法において、職業能力の開発及び向上に関する措置が追加された。このことから、法改正の趣旨を踏まえ、事業主がキャリア形成の支援を含む適正な雇用管理に一層取り組むよう、**雇用の質の向上に向けた事業主への助言・指導を積極的に実施。**



令和5年度第1回障害者雇用支援セミナー

7月11日（火）14:00～16:30
東京新卒応援ハローワーク「出会いのフロア」

参加者：76社 89名
講師：東京障害者職業センター
サントリー-コンシェルジュサービス（株）

■ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

個々の障害者の障害特性や就労ニーズに応じたきめ細かい職業相談・職業紹介、個別求人開拓など、**ハローワークを中心とした「チーム支援」(*)を実施。**

	新規求職者数	就職件数	チーム支援	
			対象者数	就職件数
令和5年4～9月	11,382	3,764	3,843	1,686
前年同期比	8.9%	2.0%	7.3%	9.2%

※就職を希望する障害者一人ひとりに対するハローワークと関係機関が連携したチーム制による就職から職場定着までの一貫した支援

【障害者の就職件数（令和5年9月末）】

目標	実績	進捗割合
6,582件以上	3,764件	57.2%

第4 多様な人材の活躍促進

6. 障害者の就労促進

令和5年度第1回障害者就職面接会

6月20日(火) 13:00~16:00 東京体育館メインアリーナ

参加企業数	求人件数	求人数	参加実人数	面接実施回数	採用内定者数※
198社	344件	657人	1,046人	2,679件	110人

※9月末現在



■ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

障害者雇用に関する理解の促進を第一に各府省や地方公共団体に対し障害者雇用セミナーや職場見学会等を実施。

下半期の取組

- 法定雇用率未達成の企業に対し、企業向けチーム支援等を実施するほか、障害者雇用の阻害要因に応じた指導・支援の実施。
- 「T O K Y O障害者マッチング応援フェスタ」合同就職面接会の開催。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」(出前講座)の実施。
- 公務部門における障害者雇用の計画的な推進への支援の実施。
- 関係機関との連携による精神・発達障害者等に対する的確な職業紹介の実施。

7. 外国人に対する支援

■ 外国人求職者等に対する相談支援の実施等

(1) 留学生の国内就職支援の強化

外国人在留支援センター(FRESC)内に設置している**東京外国人雇用サービスセンター**を中心に、東京新卒応援ハローワーク及び大学等との連携の下、日本国内で就職を希望する外国人留学生に対し、積極的な職業相談・職業紹介を実施。

(2) 専門的・技術的分野の外国人の就業推進

東京外国人雇用サービスセンターにおいて、個々の外国人求職者が持つ能力等を十分把握し、ハローワークのネットワークを最大限活用した求人情報の提供、職業紹介に努めている。

(3) 定住外国人の就業推進

新宿外国人雇用支援・指導センターをはじめ、各ハローワークにおけるきめ細かい職業相談等により就職を支援。また、外国人労働者に対する適切な雇用管理が期待できる求人を積極的に開拓している。

(4) 合同就職面接会の開催

東京外国人雇用サービスセンターを中心に、企業と外国人留学生のマッチング機会を提供することを目的として「**外国人留学生就職面接会**」を実施。

令和5年6月28日(水) 12:30~16:30

新宿NSビル B1イベントホール

参加企業数：94社 求人数：123件 452名

参加求職者：908人 面接数：2,426件

内定数：137件



(昨年は参加企業 42社、参加求職者 369人 面接 395件、内定 43件)

第4 多様な人材の活躍促進

7. 外国人に対する支援

2施設で都内の
就職の**52.6%**
を占めている

《外国人に対する都内ハローワークの支援状況》

	東京外国人雇用サービスセンター		新宿外国人雇用支援・指導センター		都内 全ハローワーク※	
	新規求職者数	就職件数	新規求職者数	就職件数	新規求職者数	就職件数
令和5年 4～9月	2,390	380	1,334	455	9,326	1,586
前年同期比	▲9.1%	52.0%	▲12.8%	8.9%	▲9.3%	13.1%

※左欄の専門施設取扱数を含む

(2) 外国人雇用管理セミナーの開催

受入れを積極的に推進すべき専門的・技術的分野の外国人材の活用促進を図ると同時に、外国人の雇用管理改善等に関する集団指導及び必要な情報提供を行うことを目的としたセミナーを開催

令和5年6月15日(木) 13:30～16:00

日本教育会館 一ツ橋ホール

参加者 435名(令和4年度実績 210名)

講師：東京出入国在留管理局,労働基準部

東京外国人雇用サービスセンター



■ 外国人労働者の適正な雇用管理・改善に関する助言・援助の実施

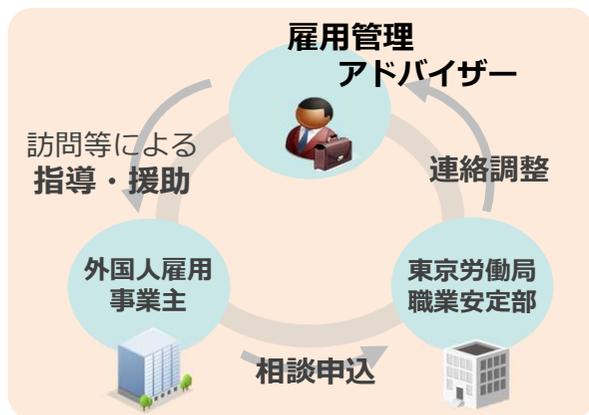
(1) 外国人雇用管理アドバイザー等による指導・援助の実施

【雇用管理面】

- 外国人労働者を雇用するにあたり、どのような点を考慮したらよいか
- 日本語の不慣れな外国人労働者への職場教育はどうしたらいいか
- 労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点 等

【職業生活面】

- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図ればいいのか等



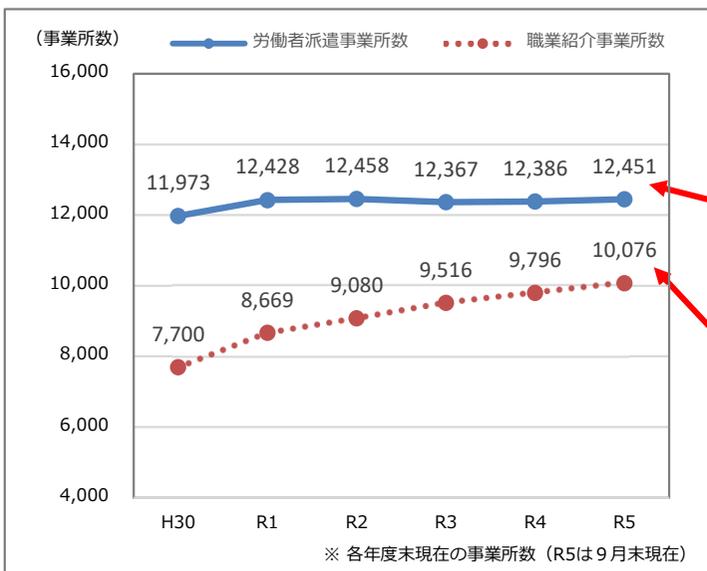
下半期の取組

- 今後増加が見込まれる、国内就職を希望する外国人に対する積極的な職業相談・職業紹介の実施。
- 専門施設(東京外国人雇用サービスセンター)において合同就職面接会(10月及び1月開催予定)の他、随時ミニ面接会を実施
- 就職を希望する定住外国人向けに、日本語によるコミュニケーション能力向上等を目的とする外国人就労・定着支援事業の受講を積極的に働きかけ、研修修了者の就職・職場定着支援を実施。
- 計画的な事業所訪問を実施し、適切な外国人雇用管理の助言、指導の実施。

第4 多様な人材の活躍促進

8. 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の推進

■ 労働者派遣事業、職業紹介事業の動向



○ 東京局管内において、労働者派遣事業は12,451事業所、職業紹介事業は10,076事業所（9月末現在）。全国の事業所数の約3割を占める。

※ 労働者派遣事業所数

- ・ 12,000台前半で**横ばいの状況**。
- ・ 直近では、5か月連続で前月比微増。

※ 職業紹介事業所数

- ・ 一貫して増加が続き、令和5年8月に初めて**1万所超**。
- ・ 令和5年度上期の新規許可等申請数は、前年同期比で**35.3%**の増加（令和4年度436件→令和5年度590件）。

■ 法制度の周知、的確・厳正な指導監督の実施

【指導監督実施件数】



令和3年度以降、令和2年4月1日に施行された**同一労働同一賃金**にかかる指導監督が増加。

【集団指導実施状況】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施回数	170	37	51	100	66
参加者数	16,062	547	1,227	4,734	3,649

令和2年度まではすべて対面で実施。
令和3年度途中からオンライン開催を追加。

(注) 5年度は上半期の数値

第4 多様な人材の活躍促進

8. 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の推進

■ 申告・相談への迅速・適切な対応

(注) 5年度上半期の数値

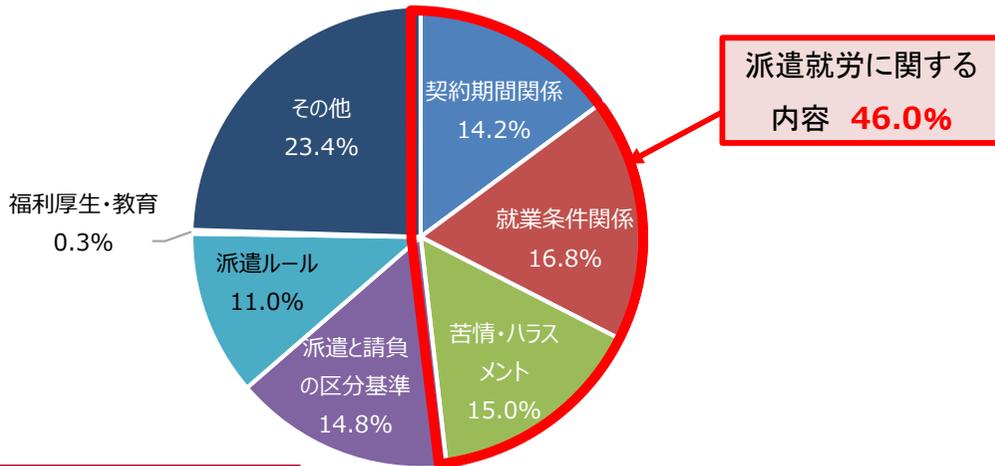
① 申告受理：9件 (前年同期比59.1%減)

② 苦情・相談の状況

【労働者派遣事業】

	派遣労働者	派遣元	派遣先	その他
件数	1,156	11,739	1,898	1,049
前年同期比	▲5.0%	▲22.2%	▲4.1%	▲2.2%

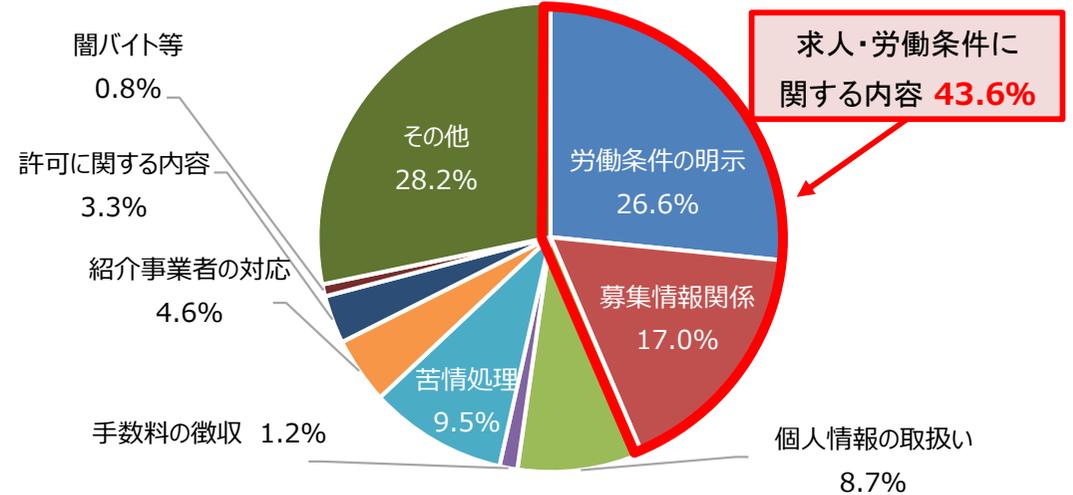
【派遣労働者からの苦情・相談1,780件の内訳 (複数回答)】



【職業紹介事業】

	求職者	求人者	職業紹介事業者	その他
件数	202	388	13,846	611
前年同期比	▲6.0%	1.3%	1.4%	25.5%

【求職者等からの苦情・相談241件の内訳 (複数回答)】



下半期の取組

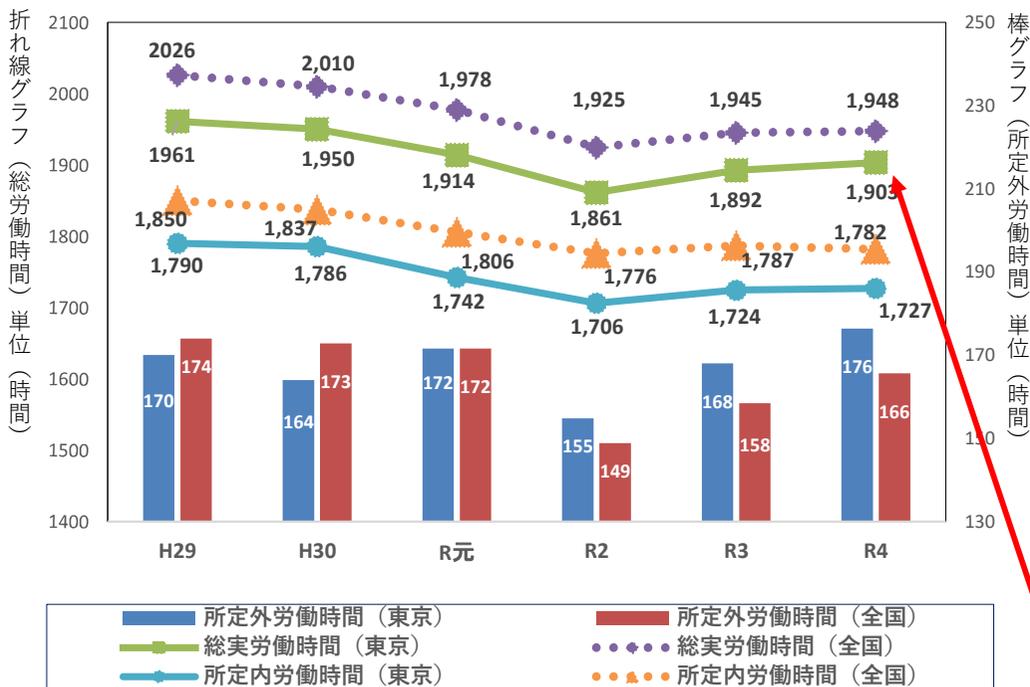
- 適正な事業運営を確保するため、許可または届出の段階で、迅速かつ厳正な審査を実施するとともに、制度周知・理解促進のための各種説明会を実施する。
- **派遣労働者の同一労働同一賃金の履行確保のため、労使協定の点検や監督署との連携による集中的指導監督**等を実施する。
- 偽装請負、多重派遣に対して厳正な指導監督を実施する。
- **医療・介護・保育分野の職業紹介事業者に対し、集中的指導監督**を実施する。
- 労働者等からの申告・苦情相談について、正確な内容の把握に努めるとともに、迅速かつ適切に対応する。

第5 多様な選択を力強く支える環境整備

1. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、労働局、労働基準監督署、公共職業安定所が一体となって労働時間の削減や有給休暇の取得促進等、労働者の健康と生活に配慮した環境整備に取り組んでいる。

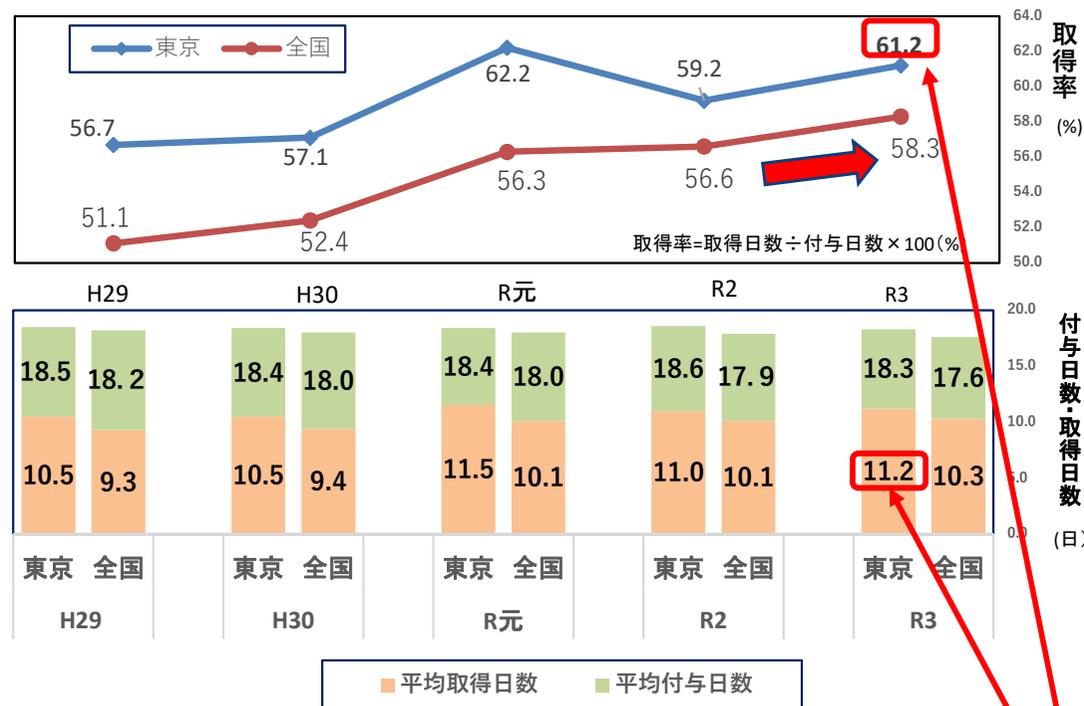
◆年間総実労働時間の推移（フルタイム労働者）【全国・東京】



(注) 1) 事業所規模 5人以上 2) 数値は、年平均月間値を12倍したもの
3) 所定外労働時間は、総実労働時間から所定内労働時間を引いたもの

年間総実労働時間は全国、東京とも減少傾向で推移してきたところ、近年は横ばいから増加傾向となっている。

◆労働者1人平均年次有給休暇取得率等の推移【全国・東京】◆



(注) 1) 「付与日数」には繰越日数を含めない。2) 「付与日数」「取得日数」は「総付与日数」「総取得日数」を取得者数で除いたもの
資料出所：「就労条件総合調査」から東京労働局企画課作成

東京における有給休暇取得状況は過去5年間（H29⇒R3）で、取得率**4.5 p 増**、平均取得日数は**0.7 日増**となっている。

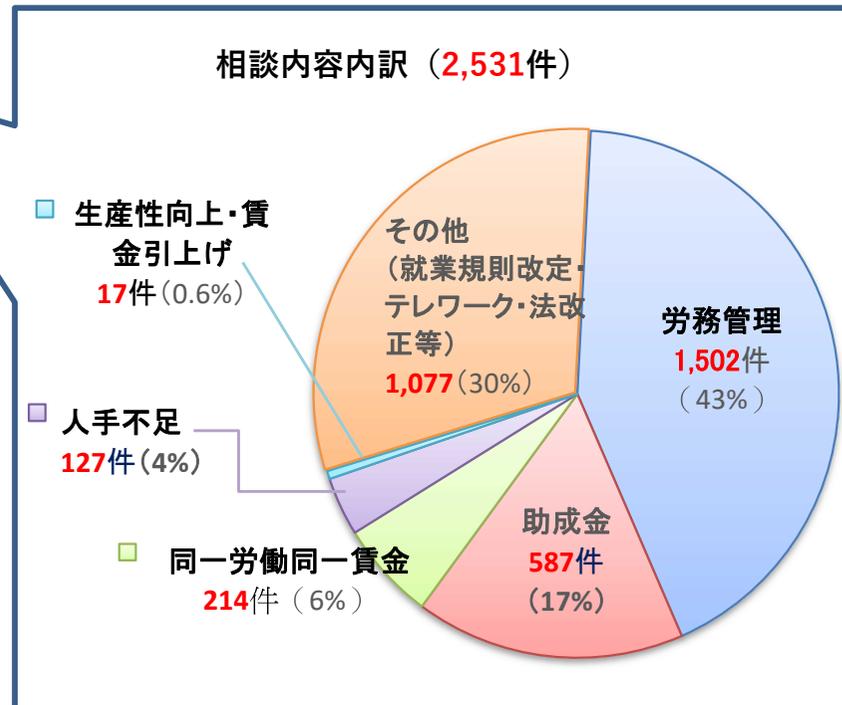
第5 多様な選択を力強く支える環境整備

1. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

東京働き方改革推進支援センター（東京労働局委託事業）では、中小企業・小規模事業者等が抱える長時間労働の削減、同一労働同一賃金等の働き方改革関連法への対応や、生産性の向上による賃金引上げ、人手不足解消に向けた人材確保・定着など、働き方改革に関する様々な課題について、**専門家による電話・窓口相談、企業訪問コンサルティング、事業主向けセミナーの開催と講師派遣**などのワンストップ支援を行っている。

◆ 東京働き方改革推進支援センター実績（R5.9末時点） ◆

相談件数	2,531	
電話	2,455	
来所	36	
メール	30	
出張相談等	10	
訪問コンサルティング件数 (1回目の訪問数)	1,272	(909)
セミナー回数	95	



中小企業・小規模事業者の皆様へ
職場環境の整備・社員の待遇改善への対応はお済みですか？

（厚生労働省 東京労働局 委託事業）
東京働き方改革推進支援センター
が、事業主の皆様を **無料**でご支援いたします。

悩める経営者のチカラになります！

特に、以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- ✓ 時間外労働・休日労働
- ✓ 36協定
- ✓ 就業規則の見直し
- ✓ ハラスメント対策
- ✓ パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」
- ✓ 育児・介護休業の整備

ワンストップ 無料相談

個別企業訪問 セミナー・講師派遣 常駐相談



事業主向けセミナー

下半期の取組

東京働き方改革推進センターの支援窓口において、労働時間の縮減や生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者の支援（相談、セミナー等）を行う。

第5 多様な選択を力強く支える環境整備

2. 安全で健康に働くことができる環境づくり

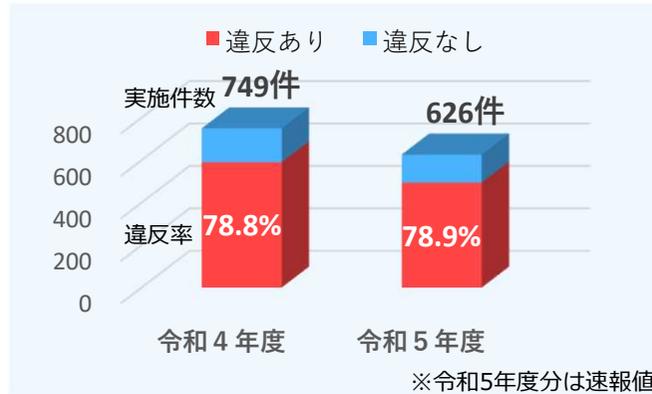
■ 長時間労働の抑制

(1) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

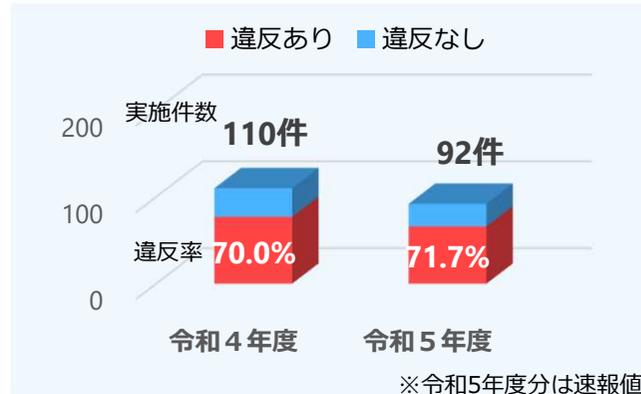
各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して重点的な監督指導を実施。

◆ 監督指導の実施状況<4月~9月の実績>

1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場



長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場



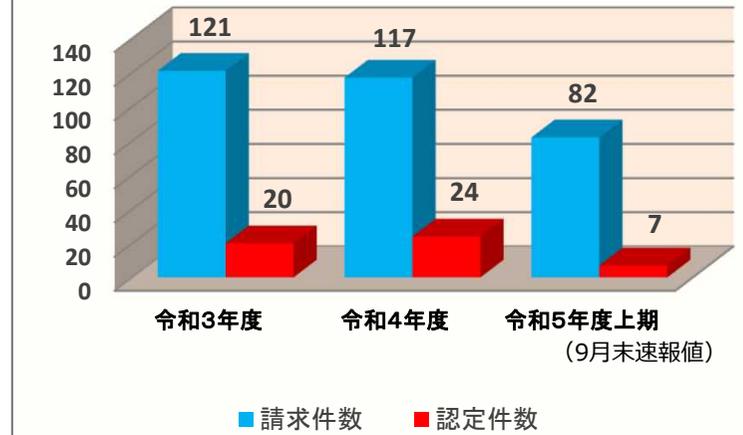
(2) 過労死等事案に係る迅速・適正な労災認定

過労死等事案（脳・心臓疾患及び精神障害）は、認定基準に基づいた調査を行い、迅速・適正な認定を実施。

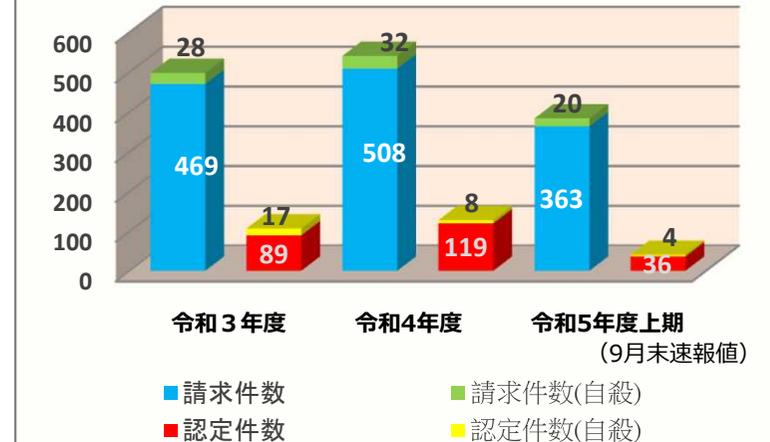
(3) 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

- 精神障害に係る労災支給決定があった事業場に対し、パワーハラスメント防止対策の啓発を含む、メンタルヘルス対策の取組等について指導を実施（9月末現在、個別指導30件実施）。
- 3年程度以内に、精神障害に係る労災支給決定事案を複数発生させた「企業の本社」に対して全社的な取組等について指導を実施（9月末現在、個別指導5件実施）。
- 第14次労働災害防止計画に掲げているアウトプット指標の周知と現状把握のため自主点検を実施。

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



第5 多様な選択を力強く支える環境整備

2. 安全で健康に働くことができる環境づくり

(4) ストレスチェック制度実施の推進

・ ストレスチェック制度実施の徹底を図るため、**結果報告書未提出**事業場に対して**個別指導**を実施（9月末現在、個別指導95件実施）。

<ストレスチェック実施結果報告書の**提出率**：令和4年分 **81.1%**（9月末現在）>

(5) 上限規制適用猶予業種に対する取組

ア 建設業

働き方改革推進総合対策を策定し、施工事業者等に対し働き方改革に関する説明会を関係団体・行政機関と連携して実施（9月末時点 60回実施）

工事発注者に対しても理解を求めるため**労働時間削減推進協議会**を開催

イ 道路旅客・貨物運送業

働き方改革推進集中対策を策定し、バス、ハイヤー・タクシー業、トラック業について、関係団体・行政機関と連携し、働き方改革に関する**説明会**を実施

（9月末時点 バス業 14回、ハイヤー・タクシー業 19回、トラック業 51回）

発着荷主等に対し、長時間の恒常的な**荷待ち時間**を発生させないよう**努めること**について要請。

ウ 医療機関

東京都・医療勤務環境改善支援センターと連携、**労働時間短縮計画**の作成支援、社内研修への講師派遣を実施。医師の働き方改革に関する**説明会**を実施（9月末時点 31回実施）。

(6) 中小企業等に対する改正労基法等の周知徹底のための相談・支援

平成30年4月から各監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」（**労働時間相談・支援班**、調査・指導班）を編成「**労働時間相談・支援コーナー**」を設置、労働時間の改善などを促し、**働き方改革の推進**を図っている。

ア 労働時間相談・支援班

労働時間相談・支援班による説明会等の実施、窓口等での法令教示、**個別支援**を実施。

<4月～9月の実績> ① 説明会等176回 参加事業場数2,463事業場 ② 事業場への個別支援 2,469件

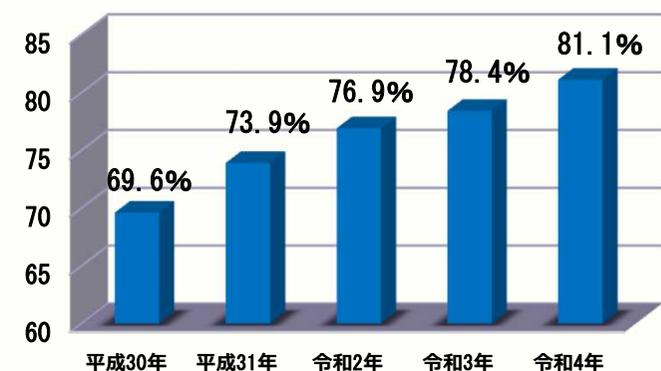
イ 「しわ寄せ」防止

下請等中小事業者からの相談や監督指導で把握した「**しわ寄せ**」に係る情報を地方経済産業局等の**関係行政機関**に**通報**を行い、「しわ寄せ」防止総合対策を推進。

(7) 治療と仕事の両立支援

疾病や障害を抱える労働者が、治療と仕事を両立することができるよう取り組む事業者を支援するため、ガイドラインのほか、「**企業・医療機関連携マニュアル**」について周知。

ストレスチェック実施結果報告書の提出率



※令和5年9月末現在



第5 多様な選択を力強く支える環境整備

2. 安全で健康に働くことができる環境づくり

下半期の取組

○ 長時間労働の抑制等

- ・ 長時間労働の抑制への取組を求めるとともに、**長時間労働が疑われる事業場**に対し、**重点的に監督指導**を実施する。
- ・ 11月に過重労働解消キャンペーンを実施し、(1) 重点監督 (2) 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」 (3) 使用者団体等への協力要請 (4) 建設業や道路貨物運送業のベストプラクティス企業への職場訪問等、過重労働解消に向けた集中的な取組を行う。

○ 過労死等事案に係る迅速・適正な労災認定

- ・ 認定基準に基づいた調査を実施し、迅速・適正な認定を行う。

○ メンタルヘルス対策

- ・ 精神障害等に係る労災支給決定があった事業場、複数の精神事案に係る労災請求事案を発生させた**企業本社に対する個別指導を実施**する。
- ・ メンタルヘルス対策好事例集を作成する。

○ ストレスチェック制度の推進

- ・ ストレスチェック実施、**結果報告書未提出事業場**に対する集団指導、**個別指導を実施**する。

○ 上限規制適用猶予事業・業務に対する取組

- ・ **建設業**は、国土交通省・関東地方整備局との共催により、民間工事発注者関係団体等が参画する連絡会議を開催し、民間工事発注者に対しても適正な工期の確保などについて、理解・協力を求める。また、基礎自治体や各種団体に対し、**工事発注者としての理解・協力を求める要請**を実施する。
- ・ **道路旅客・貨物運送業**は、関係団体や行政機関と連携し、働き方改革に関する説明会や個別支援を実施する。
また、トラック業は、取引環境・労働時間改善地方協議会を開催し、国土交通省のトラックGメンが行う**荷主への働きかけ**に参加する。
- ・ **医療機関**については、東京都・医療勤務環境改善支援センターと連携し、働き方改革に関する**説明会**（動画配信形式）を実施する。

○ 中小企業等に対する相談・支援

- ・ 労働時間相談・支援コーナーでの相談対応のほか、説明会の開催や個別訪問による支援を実施する。
- ・ 地方経済産業局及び公正取引委員会事務総局地方事務所等の行政機関と連携し、**「しわ寄せ」防止総合対策を推進**する。

○ 治療と仕事の両立支援

- ・ 令和5年9月から10月に自主点検を、令和5年10月27日に「治療と仕事の両立支援セミナー」を実施する。
- ・ 第7回東京地域両立支援推進チーム会議を令和5年11月22日にWeb形式で開催する。

第5 多様な選択を力強く支える環境整備

2. 安全で健康に働くことができる環境づくり

■ 労働条件の確保・改善対策

(1) 申告・相談への対応

監督署の窓口において、懇切・丁寧に対応し、賃金不払や解雇などの事案については、**優先的に監督指導**などを実施。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等のおそれのある事業場に対する啓発指導の実施

各種情報の収集に努め、関係部署と連携の上、法令が遵守されるよう**啓発指導**を実施。

(3) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用

企業倒産などにより賃金の支払を受けられない労働者の救済を図るため、**未払賃金立替払制度**を迅速かつ適正に運用。

【全国】	企業数(件)	支給者(人)	立替払額(百万円)
令和3年度	872	9,560	3,642
令和4年度	1,285	14,203	4,856
令和5年度	1,238	15,399	5,229

(10月末まで)

資料：未払賃金立替払事業の実施状況



(4) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備

関係行政機関の外国人相談窓口を集約した拠点「外国人在留支援センター」(FRESC)内に設置した「外国人特別相談・支援室」において、**外国人労働者を雇用する事業主**に対して、**労務管理や労働安全衛生管理の相談・支援**を実施。

下半期の取組

- 大量整理解雇等のおそれのある事業場に対する賃金未払等の申告事案について優先的に監督指導を実施していく。
- 啓発指導及び**未払賃金立替払制度**の迅速かつ適正な運用を図る。
- 外国人労働者の労働条件等に係る相談・支援を適切に実施する。

申告受理件数 (4月～9月)



啓発指導実施件数 (4月～9月)



未払賃金立替払認申請件数 (4月～9月)



第5 多様な選択を力強く支える環境整備

2. 安全で健康に働くことができる環境づくり

■ 第14次東京労働局労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

◆ 第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度）

計画のねらい	すべての国民が「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、 トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」 をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進する。																
目標	※アウトカム指標達成を目指した場合の期待目標に向けて、設定した目標は以下のとおり ◎死亡災害：] ◎死傷災害：] ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2022年</th> <th>2022年の5%減少</th> <th>2023年</th> <th>2024年</th> <th>2025年</th> <th>2026年</th> <th>2027年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全業種</td> <td>55 10,802</td> <td>死亡目標値 死傷目標値</td> <td>54 10,693</td> <td>53 10,585</td> <td>53 10,477</td> <td>52 10,369</td> <td>52 10,261</td> </tr> </tbody> </table>		2022年	2022年の5%減少	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	全業種	55 10,802	死亡目標値 死傷目標値	54 10,693	53 10,585	53 10,477	52 10,369	52 10,261
	2022年	2022年の5%減少	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年										
全業種	55 10,802	死亡目標値 死傷目標値	54 10,693	53 10,585	53 10,477	52 10,369	52 10,261										

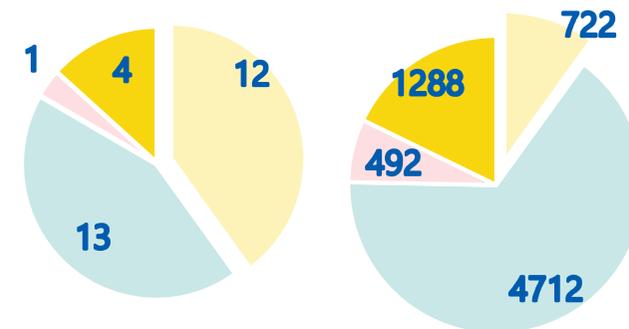


業種別労働災害発生状況

令和5年9月末現在

【死亡災害】

【死傷災害】



◆ 第14次東京労働局労働災害防止計画 初年度における対策

(1) 労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）

【昨年（令和4年）】

- ・死亡災害**55人**、13次防の目標（56人以下）を下回った。
- ・休業4日以上の死傷災害は**10,802人**。13次防の目標（9,345人以下）を1,457人上回った。

【本年（令和5年）：9月末現在】

- ・死亡災害**30人**、前年同期に比べて2人減少。
- ・休業4日以上の死傷災害は**7,214人**、前年同期比430人増。
- ・業種別では、
 - ①**建設業** 死亡者数：12人（うち墜落・転落が3人）、死傷者数：722人（前年同期比41人増加）
 - ②**第三次産業** 死亡者数：13人（商業5人（うち小売業1人）、その他の三次産業8人（うち警備業5人））、死傷者数：4,712人（前年同期比242人増加）
 - ③**陸上貨物運送事業** 死亡者数：2人（前年同期と同数）死傷者数：736人（前年同期比36人増加）
- ・高年齢労働者に係る労働災害は、死傷災害のうち50歳以上が**53.5%**。
 うち事故の型別では、**転倒 34.5%**、動作の反動・無理な動作 16.1%、墜落・転落 15.8%の順。

第5 多様な選択を力強く支える環境整備

2. 安全で健康に働くことができる環境づくり

(2) 熱中症の防止対策

- 熱中症防止のリーフレットを労働災害防止団体等に配布。
「職場における熱中症予防対策会議」を開催、災害防止団体及び関係業界団体に要請
- 「Cool Work TOKYO」ロゴマークを作成し、ロゴマークを活用した取組
東京労働局ユーチューブ公式チャンネルへ熱中症予防対策動画を掲載。



(3) 労働災害防止対策の徹底

● 建設業

① 労働災害防止に向けた各関係団体等との連絡会議

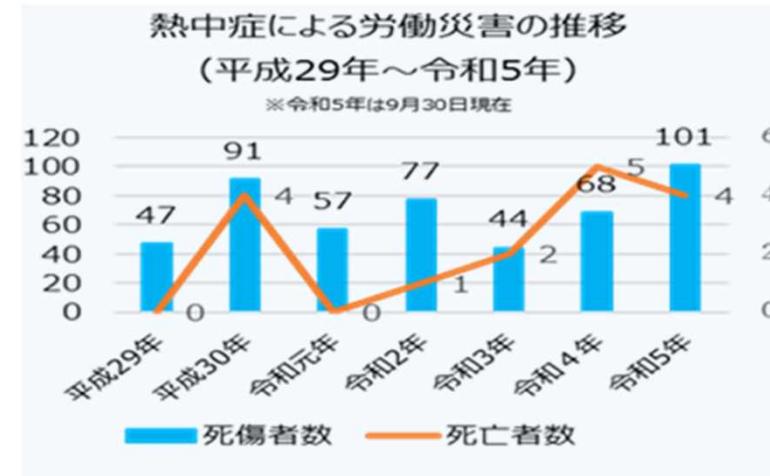
- 大手建設事業者（23社）のガバナンスを活用した連絡会議において、建設現場の安全衛生管理の徹底を要請（5月）
- 建設工事関係者（公共工事発注機関等）との連絡会議において、適正な工事発注条件に関して要請（5月）
- 職場における熱中症予防対策会議（建設業・警備業）を開催して要請（6月）
- 7月から8月初旬に死亡災害が急増したことに伴う緊急連絡会議において、建災防東京支部地区分会を参集し、労働災害防止対策の徹底の要請（9月）

② 全国安全週間（準備期間を含む。）の取組（6月、7月）

- 労働局長による大規模建設現場パトロール、労働局幹部と建災防東京支部との合同によるパトロール、監督署における集中的な現場指導（721現場）等を実施。

<集中的現場指導結果（実施期間：6月1日から6月30日）>

- ◎ 指導を実施した都内721の建設工事現場のうち、457現場（63.4%）で違反あり。
- ◎ 元請事業者の安全衛生管理（392現場、違反率85.8%）、墜落・転落防止（245現場、違反率53.6%）



東京労働局労働基準部安全課

STOP!建設死亡災害2023

【重点取組事項】

- ☑ 死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信
- ☑ 安全衛生管理活動の活性化(下請事業者に対する指導・支援)
- ☑ 墜落・転落災害防止対策の徹底(高所作業の点検強化)
- ☑ 安全衛生教育の実施

Ketui
決意表明

死亡災害を絶対に発生させない決意表明を現場所長自らが発信

Kousyo
高所対策

有効な作業床、手すりの設置、墜落制止用器具の使用徹底!

Kanri Kasseika
管理活性化

安全衛生管理活動の的確な実施と活性化!(リスクアセスメント) KY活動など

Kyouiku
教育強化

安全衛生教育では作業手順の遵守確認など

4K 取組の推進について、お願いします! 現場指導の結果は、裏面

Safe work
TOKYO

第14次東京労働局労働災害防止計画(2023~2027年度)がスタートしました。引き続き、労働災害防止対策の推進をお願いします!

トップが発信! みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

第5 多様な選択を力強く支える環境整備

2. 安全で健康に働くことができる環境づくり

■ 総合的ハラスメント対策の推進

各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント）について、職場における防止対策が講じられるよう指導を実施している。

また、労使間の紛争について紛争解決援助等の制度活用を促し、早期解決を支援している。



下半期の取組

法・指針等の周知・定着を図るとともに、指導による着実な法の履行確保を図る。

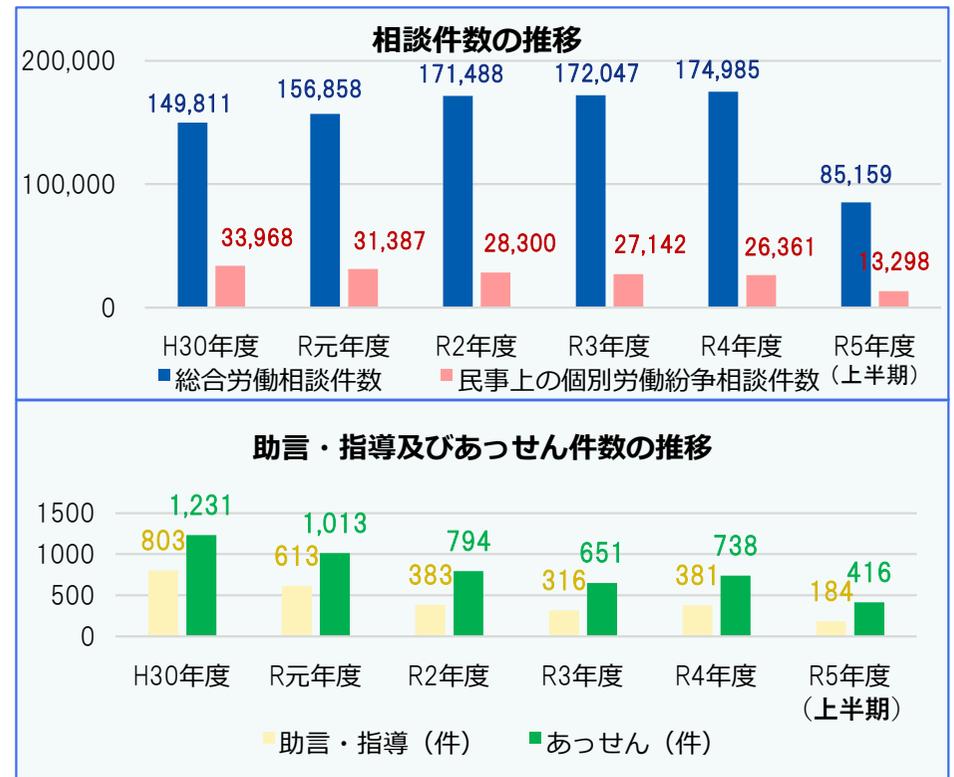
■ 個別労働紛争の解決制度に関する施行状況

◆ 総合労働相談の実施

都内20か所の総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる分野の相談に対応を行っている。

◆ 助言・指導及びあっせんの実施

相談者の意向や紛争の実情等を踏まえて、「労働局長による助言・指導」や「紛争調整委員会によるあっせん」を実施して適正かつ迅速に紛争の解決を促進している。



令和5年度上半期 相談、助言・指導、あっせん

○ 総合労働相談件数	85,159件 (前年同期比 2.6%減)
○ うち民事上の個別労働紛争相談件数	13,298件 (同 3.5%増)
○ 労働局長による助言・指導の申出受付件数	184件 (同 1.1%増)
○ 紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数	416件 (同 20.2%増)

下半期の取組

- 総合労働相談コーナー及び個別労働紛争解決制度の周知を図る。
- 関係機関・団体と連携し、相談への的確な対応、個別労働関係紛争の円滑・迅速な解決を図る。

第5 多様な選択を力強く支える環境整備

3. 労働保険適用徴収業務の適正な運営

■ 電子申請の利用促進

行政手続コスト削減及びデジタル化推進のため、**電子申請の更なる利用促進を推進**

電子申請体験コーナー等を活用した利用勧奨及び電子申請未利用事業場に向けた周知広報等、オンライン利用率引上げに係る取組の実施。

◆ 電子申請の利用促進（10月末） ◆

	申請件数合計	電子申請件数	オンライン利用率
4年度	387,998 件	108,596 件	27.99 %
5年度	388,584 件	118,161 件	30.41 %
4年度末	438,758 件	120,237 件	27.40 %
5年度末	目標 = 27.40 %（4年度実績）以上		

下半期の取組

年度目標オンライン利用率 = 27.40% (令和4年度実績) 以上

引き続き、電子申請体験コーナー等を活用した利用勧奨及び紙媒体により届出等を行っている電子申請未利用事業場に向けた周知広報等、オンライン利用率引上げに係る取組の実施。

■ 労働保険料等の適正徴収

様々な機会を通じた**労働保険制度の周知・指導の推進**

労働保険年度更新の円滑な運営や口座振替納付の利用勧奨、滞納事業主に対する計画的な臨戸による納付督促・滞納処分、労働保険料算定基礎調査等による適正徴収の実施。

◆ 労働保険料 徴収決定及び収納状況（10月末） ◆

	徴収決定額	収納済額	収納率
4年度	9,198 億円	4,084 億円	44.41 %
5年度	12,358 億円	5,590 億円	45.23 %
差	+ 3,160 億円	+1,506 億円	+ 0.82 P
4年度末	9,245 億円	9,171 億円	99.20%
5年度末	目標収納率 = 99.20% 以上		

下半期の取組

年度目標収納率 = 99.20% (令和4年度実績) 以上

滞納事業主に対する納付督促の実施、財産調査・差押え等の強制措置の実施。監督指導時に労働者性が認められた事業場、保険事故等の情報に対し、迅速な算定基礎調査の実施。

第5 多様な選択を力強く支える環境整備

3. 労働保険適用徴収業務の適正な運営

■ 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

令和3年度から「**第7次労働保険未手続事業一掃対策3か年計画**」に基づき推進

1 未手続事業の把握、加入促進

厚生労働本省、労働局・監督署・安定所、関係行政機関等と連携した未手続事業一掃対策を実施する。また、度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主には、職権成立の措置を講じた。

2 労働保険制度の周知広報

未手続事業の解消に当たり、広く労働保険制度を周知、自主的な成立手続を促した。

◆未手続事業一掃対策の推進状況（第2四半期末）◆

	成立目標件数 (年間)	成立件数	進捗率
4年度	6,100件	3,283件	53.8%
5年度	7,500件	4,087件	54.5%
4年度末	6,100件	7,506件	123.0%
5年度末	成立目標件数 = 7,500件		

下半期の取組

年度成立目標件数 = 7,500件

引き続き、未手続事業の的確な把握、効果的な加入勧奨、積極的な職権成立を推進する。

11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と位置付け、東京労働局HP及び関係団体の広報誌等への記事掲載、事業主団体・地方公共団体等への協力依頼など、広報活動を集中的に展開する。

■ 労働保険事務組合に対する監査・指導等

事務組合に対する監査・指導・研修等を実施し、事務組合制度の信頼性を確保

事務組合が法令等に則り適正な運営がされるよう、計画的に監査・指導を行うことや、ハローワーク主催の研修会、会議等の実施。

◆労働保険事務組合への委託状況（令和4年度末）◆

事務組合数 741組合 適用事業場数 490,990事業場

個別事業場 (64.8%)

318,044

委託事業場 (35.2%)

172,946

◆労働保険事務組合への監査状況（10月末）◆

	計画件数	実施件数	実施率
4年度	320件	211件	65.9%
5年度	360件	264件	73.3%
4年度末	320件	321件	100.3%
5年度末	実施計画数 = 360件		

※重点指導対象事務組合：20組合 ⇒ 10月末現在11組合実施

下半期の取組

労働保険事務組合に対する監査・指導等

職業安定部と連携し、事務組合監査計画に基づいた監査の実施及び重点指導対象事務組合に対する継続指導並びに労働保険算定基礎調査を実施する。また、全事務組合の事務担当者を対象とした研修会を開催予定。



東京都革靴製造業 最低工賃が 改正になりました



東京都内の家内労働者に対して、革靴を加工等する作業をお願いするときの最低工賃が裏面のとおり改正されました。
また、今回の改正より「裁断」業務にかかる工賃が新設されました。

家内労働とは、製造・加工業者などから革等物品の提供を受けて、自宅などにおいて、一人で又は、同居の親族とともに、これら物品の加工、組み立て、仕上げ等を行い靴等の製品又はその半製品を作成することをいいます。

その加工等を行いその委託料（工賃）を支払われる人を家内労働者、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工を委託する人を委託者といいます。

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などの事項について定めた法律が家内労働法です。

家内労働法により委託者には以下のようなことが求められています。

- ・ 委託者は、家内労働者に、工賃の支払方法その他の委託条件等を記載した家内労働手帳を交付しなければなりません。
- ・ 委託者は、委託を打ち切ろうとするときは、ただちに予告するように努めなければなりません。
- ・ 委託者は、工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書かなければなりません。
- ・ 委託者は、委託状況届（毎年4月1日現在の委託業務の内容、家内労働者数などを記入）を4月30日までに労働基準監督署に提出しなければなりません。

令和5年8月9日から東京都内において革靴製造業に従事する 家内労働者に適用される最低工賃が改正されました。

業務・品目・規格・工程の区分に応じ、工賃は下の表の金額以上でなければなりません。

業務	品目		規格		工程 (下記の工程すべてを行う場合)	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	811円
	婦 人	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	685円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,281円
	靴	サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け
底付け (セメントテッド方式によるものに限る。)	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	689円
	婦 人	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	764円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	883円
	靴	ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	1,107円
		サンダル		牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け
裁 断	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及び腰革(内側)の裁断	140円
	婦 人	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	120円
		ショートブーツ		ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160円
	靴	サンダル		牛革の地生	無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断

東京労働局
労働基準監督署

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614)
又は都内の各労働基準監督署にお問い合わせください。



東京労働局ホームページ <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

 **0120-030-045**

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

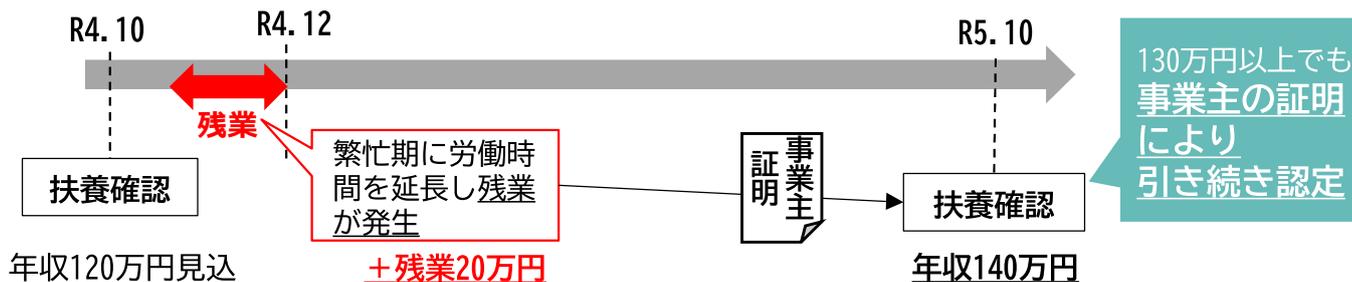


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

詳細はこちら



企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

人材開発支援助成金 人への投資促進コース のご案内（詳細版）

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）は、「人への投資」を加速化するため国民の方からのご案内を形にした訓練コースです。次の5つの訓練を用意しています。

1. デジタル人材・高度人材の育成

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材※の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行う事業主に対する高卒助成
※ ITSS（ITスキル標準）レベル4・3となる訓練または大学への入学（情報工学 情報科学）

情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練※を実施する事業主に対する助成
※ OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練

2. 労働者の自発的な能力開発の促進

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度（所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除）を導入する事業主への助成の拡充（長期休暇制度の資金助成の人数制限の撤廃等）

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対する助成

3. 柔軟な訓練形態の助成対象化

定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用する事業主に対する助成

特定訓練コース	—
一般訓練コース	—
教育訓練休暇等付与コース	—
特別育成訓練コース	—
建設労働者認定訓練コース	—
建設労働者技能実習コース	—
障害者職業能力開発コース	—
人への投資促進コース	●

